

## 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	行政財産目的外使用料（その2） 一式
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 秋田港湾事務所長 荒川 圭 秋田県秋田市土崎港西1-1-49
契約締結日	令和6年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	秋田市 秋田県秋田市山王1-1-1
契約金額（消費税及び地方消費税含む）	3,071,468円
予定価格（消費税及び地方消費税を含む）	3,071,468円
随意契約によることとした理由	本件は、秋田港で施工中の直轄工事の施工情報及び災害時の被災情報の入手を目的とした施工管理用カメラ設置のため、秋田市所有ポートタワーのアンテナ支持塔及び無線機械室を使用するものである。 施工管理用カメラの設置場所は当該施設しかないため、会計法第29条の3第4項（契約の性質または目的が競争を許さない場合）により当該施設の所有者である秋田市と随意契約するものである。
備考	

- 注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。